

名古屋市教育委員会臨時会

令和 5 年 4 月 28 日
午後 3 時 08 分
教育委員会室

議 事

日程 1 令和 6 年度使用教科用図書採択基本方針について（第 2 号議案）

出席者

坪 田 知 広 教育長

西 淵 茂 男 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

教育次長始め、事務局員 7 名 ※傍聴者 3 名

（坪田教育長）

ただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は議案が 1 件です。

それでは、日程第 1、第 2 号議案「令和 6 年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（小島指導室長）

先日、説明が不十分で大変申し訳ございませんでした。改めましてお願いいたします。座って失礼させていただきます。

第 2 号議案、令和 6 年度使用教科用図書採択基本方針につきまして改めてお願いいたします。

初めに、大日本図書の教科書選定に関する不正事案につきまして、弁護士等で構成された特別調査委員会の調査結果に基づいてご説明をいたします。お手元の資料 1 をご覧ください。

大阪府藤井寺市において、2019年度の小学校教科用図書採択に向けまして、大日本図書の当時取締役と社員が、「藤井寺市立中学校の校長らと会食し代金を支払う」「同校長に対し、3 万円を渡す」「校長とゴルフを行い、プレー代やその後の飲食代を支払う」などの行為がございました。翌2020年度の中学校の教科用図書採択に向けては、校長に対して、会食やゴルフの接待、社用車での出張の送迎といった行為がございました。これらに対し

まして、刑事手続きとして、校長は加重収賄罪で懲役1年6月、執行猶予3年等の判決を受けました。取締役と社員は、贈賄罪として、大阪簡易裁判所に略式起訴され、裁判所は2名に対して、それぞれ罰金50万円と30万円の略式命令を命じました。藤井寺市は、これらを踏まえて、保健体育と数学の教科書について、採択期間中に、2023年度から別の教科書に変更するということを決めたということでございます。

さらに大日本図書は、茨城県の五霞町においても、社員が教育長と元校長に対して飲食の接待を行った事実が認められています。

また、京都市においても、教育委員会の指導主事や、小学校の校長に対して飲食代を支払っていたということが明らかになりました。

これらに対して、文部科学省は、大日本図書の、最後の裏面の4番になりますが、大日本図書の新たな中学校用教科書の発行を認めない罰則を適用することとしました。これは、次回行われる2023年度の教科書検定で、不正のあった、数学、理科、保健体育において、同社が申請したとしても、不合格になるというものでございます。

次に、教科書の使用期間に関する法的根拠についてご説明をしたいと思います。資料の2をご覧ください。

教科書の使用期間につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、一番上の丸になりますが、第14条で、義務教育諸学校において使用する教科書は、政令で定めるところにより、政令で定める期間毎年度、科目ごとに同一の教科用図書を採択するものとありまして、同法律施行令第15条において、これが二つ目の丸になりますが、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とするとあります。

この附則第9条というものは、特別支援学校や特別支援学級などで、検定済み教科書以外の教科書を使用する、いわゆる星本と呼ばれるものがございますが、そういった場合の規則でございます。

この特例として、第15条の2項には、「その他、文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科書以外の教科書を採択することができる」と定められていますが、これは、同施行規則第6条、上から三つ目の丸になりますけども、その第2項に、「採択した教科用図書の採択に関し、発行者その他の教科用図書採択に直接の利害関係を有するものの不公正な行為があったと認められる場合、当該採択に関し、不正行為があったと認められる教科用図書を採択していた期間」とあるもので、これは不正のあった採択地域の不正のあった教科に限られるというものでございます。

文部科学省の方にも、この法律の見解について確認をいたしましたが、名古屋市は、不正があったわけではないので、4年間は同じ教科書を使うことになるということでございます。

先にご説明した藤井寺市が教科書を変更するというのは、藤井寺市が不正があった地域

で、採択地域であるので、そのような判断をしたということになるかと思います。

資料2の裏面以降に、文部科学省の採択事務処理に関わる通知がございますが、この通知におきましても、下にページ2というふうに入っているかと思いますが、四角で囲んであるところがございます。

1の(2)中学校用教科書の採択について、ここにも、令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないことということなので、しなければならないという規定になっているという通知が来てございます。

また、愛知県と、それから、大日本図書の教科書を採択している他の政令市にも確認をいたしました。いずれの自治体においても、令和6年度使用の中学校用教科用図書は、令和5年度と同一のものを使用する方針であるということでございます。

以上のことから、事務局といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等によって、同一教科書の使用は4年間と定められており、特例が認められるのは、不公正な採択があった当該地区、当該と教科に限られるということに基づいて、また、教育の連続性も鑑みまして、令和6年度に使用する中学校の教科用図書は令和5年度と同一のものを採択するというふうにいたしたいと考えております。改めて、令和6年度使用小学校中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針は、

- (1) 小学校用教科用図書は、種目ごと実施のものを採択する。
- (2) 中学校用教科用図書は「令和5年度と同一のものを」採択する。
- (3) 特別支援学校用教科用図書は、「特別支援学校知的障害用教科用図書」を採択する。
- (4) 「特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」という方針をお願いいたします。以上でございます。

(坪田教育長)

はい。説明が終わりましたので、ご意見ご質問があればお願いします。

(鎌田委員)

まず、遅くなりまして申し訳ございませんでした。時間を間違えておりました。

またご説明をありがとうございました。法令並びにその解釈、規定によって、こういうことであるということであれば、もちろん賛成いたします。

一つ教えていただきたいのが、余りにもちょっと少しこれは、業者に対して、甘い措置ではないのかという印象を受けます。従いまして、質問は文科省あるいは文教族等の方から、そういったその教科書の会社に天下りというようなものは、今まではあったんでしょうか。現在もあるんでしょうか。それについて教えていただくと大変ありがたいです。

(小島指導室長)

いわゆる天下りというものについては、もし仮に、職業変えられて、教科書に関わるお仕事をしてみえたとしても、あくまでも公正公平な採択について、遵守するということですので、ちょっと私どもの方で、そういう不正に関わるような天下りはそういうことにいわゆる天下りが、そういうことに影響するような事案があるかどうかということについては、把握はしておりません。

私たちといたしましては、今回の事案を受けて、採択に関わる教育委員会事務局、それから各学校での研究において、公正公平な採択が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。

(鎌田委員)

説明ありがとうございます。広い日本全体の中で1ヶ所ではなくて、複数の箇所と同じような問題が発生してるというふうにもかかわらず、採用しなければいけないというのは非常に残念な感じがいたしますが、規定がそうであるということであれば、致し方なく私は賛成いたします。以上です。ありがとうございました。

(坪田教育長)

ありがとうございます。そのようなご意見も今後踏まえさせていただきます。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございます。クリアに法規的な意味が伝わったかというふうに思います。ですので、こちらの2号議案に対して反対するものではありません。ただですね、この2019年、2020年という間に、三つの地域、教育委員会で小学校と中学校の教科書採択にあたる不正が行われたという事実は、単なる個人の行動を超えている可能性があるのではないのでしょうか。今鎌田委員言われたように、偶発的であれば、許容はできないですが、そういう人がいたとか、そういうケースがあったということになりますが、一定のほぼ同じ時期にですね、こういうことが起こっていて、こういった刑事罰も下されてるわけですね。で、ところがその法規的に、当該地域、当該教科のみということなので、いわゆる道義的責任とか、その倫理的な責任とか、そういったものについて意見を持つことはないのでしょうか。こういった法規であるから、可とするで終わるのでしょうか。注記もなく、意思表示は判断なく、受けるということになるのでしょうか。全く何も問題ない時と同じ対応というのは若干違和感もあるというふうに思います。

(小島指導室長)

今おっしゃられたように、道義的に世間から、社会一般から見て、この不正行為がどういうふうに映るのかというところで、先ほど鎌田委員もおっしゃられたような、この処分に対して、もっと厳罰であるべきではないかということについてはちょっと私どもがコメントする立場にないかもしれないんですが、この件に関しては、教科書会社側が、自分たちの教科書について、例えば、物品を供与するですとか、お金を渡すですとか、そういった渡す側の問題もあるんですけども、教員側、または事務局側からすると、それを求めたり、または教科書会社が禁止する行為をするときにそれに乗っかってしまったりというようなことがあってはならないというふうに思いますので、学校の方には、公正の確保に向けてということで、後日、5月の2日に、校長が集まる場でそういうことを説明する場がございますので、よく内容を読んで、何が禁止されている行為なのか、また、私たちに禁じられてることだけではなくて、教科書会社の方に禁じられている行為を理解して、それを仮に行ったときに私たちがそれに応じないということも大事ななことかと思いますので、ちょっとお答えになってるかどうかわかりませんが、そういうことを十分にさせていただくということで、私たちの務めといたしたいと思います。以上でございます。

(中谷委員)

この事案の組織性みたいなことに関する議論はないんですか。

(小島指導室長)

そのことについて、この件についての十分な議論はしてありませんが、ただ今申し上げたような、送る側、受ける側ということとそれからこの校長が行った行為というの、車で送り迎えしてもらうことを自分で求めていたりとか、そういった行為もございますのでそういったあらゆる行為が、どういうふうに不公正になるのかということ、十分に理解するというのを共有してまいりたいと思います。

(中谷委員)

この2号議案に対する反対ではないんですが、それにしても、これだけの大きな会社が、これだけの問題を起こして、十分にもう、そういうリスクは非常に影響が大きいってことわかっておられながらやっているってことについて、やはりこう、なんていうんでしょう、単発ではないという面が想定できるわけですから、情報をもう少し出していきたいとことですね、今後のためにも。注意を喚起するというレベルじゃなくて、今回の事案のどういう経緯であったかっていう経緯を、市教委として共有して、今後の教科書採択に生かすっていう事は必要なんじゃないんでしょうか。

そのことは十分先方はわかっているはずなので、すごく気を使われてるところだと思うの

で、それなのに散発的に何ヶ所で起こっているっていうのは、会社内の力学なのか。なんらかの影響する動きがあったのかっていうことは、ぜひ明らかにするべきではないか。

その上で、市の先生方に喚起するってのはあるかなと思いますけど、教科書会社さんにもお伝えする部分が必要なのかもしれない。いかがでしょうか。

(小島指導室長)

はい。教科書会社側に、我々の立場から注意喚起をするということはなかなか難しいかもしれないんですけども、それぞれ教科書会社の方を、その教科書会社の仕組みの中で設けられて、社内もございますし。

(中谷委員)

こういう問題がありましたね、ですからこうです、気をつけてくださいねっていうのは常識的に、あるんじゃないですか。

(坪田教育長)

それは、名古屋市からということですか。文部科学省からということですか。

(中谷委員)

でも法令に関するこういう違反があったわけですから、それに関して市の何か意見というかこのことについての、コメントってのは。

(坪田教育長)

個別の会社にですか。全体に対してですか。

(中谷委員)

そうですね。会社にというふうに思いますが。それはあたらないということは、あまりないですか。

(坪田教育長)

それはもう国の方でいろいろと処分をされたりという中でやられてることだと思ひ、それを踏まえた注意喚起が通知できてるといふことですので。

(中谷委員)

ともあれ、ではその注意喚起を含めて、市教委として対応するということになるかと思うので。

(坪田教育長)

そうですね。

(中谷委員)

その経緯はやっぱり明らかにというか、注意しておかないとというふうに思いますが。

(坪田教育長)

国が把握して、我々に伝わってきている限りの経緯でございますけど、十分そこを踏まえて、注意喚起を我々の方の採択側の方でしっかりとしていくということだと思います。

(中谷委員)

はい。

(西淵委員)

では、いろいろお調べいただいたということで、本当にありがとうございます。

我々、他山の石としないですね。もう、我々教育委員、採択に直接携わる者については、教育委員会の方から通知等をもとに、事前に何て言うんですか、注意をしていただいたり、注意喚起していただいたりして勉強会をさせていただいたりして、よく理解しているつもりです。

校長先生方にも、通知等をもとにしっかりとお伝えいただいて、知らなかったからこんなふうになってきたんだというようなことはですね、もう二度とないようにしておきたいと。名古屋ではなかったなので、この出された方針で私も賛成をいたします。法令上こうなってるんで。

資料1の資料なんですけれども、やはりこれ微妙な問題がおそらくあるんだろうと思いますので、ぜひ出典をですね、どこから取られた文言であるのか。文科省がこういう通知出してるのか、さっき裁判の何とか、弁護士何とかと言われたんですけど、口頭で言われたのでわからないので、やっぱり、こういう事案、事を出すにはちゃんと出典を明記しておいた方がいいと思いますので、どこから出てきた文章なのかがちょっとわかりにくい。

それと、一番最後の文部科学省の対応ですけれども、これは通知等があったんですか。それとも、この検定審議会で罰則を適用したと発表したってのは何か文書で文科省が出して、各教育委員会に、今年の話じゃないもんですから、いいんですけども、ちょっと調べてもらえば、次は、検定で23年度、今年か、不合格だよと、こういうふうなのなんか、そういう文書的なものを出して、通知してるのか発表してるのかっていうのは、ここだけちょっと、他のところもきちっとやっぱりそういうのいると思うけど、これ教えてもらえますか。

(小島指導室長)

すいません。資料1については、様々な項目がありながら出典不十分で、口頭では申し上げましたがちょっと簡略化した説明で申し訳ございませんでした。この藤井寺市の事案につきましては、大日本図書株式会社、この事案を受けて調査委員会を構成いたしまして、そこで4名の調査委員からなる調査を行っております。それが2023年の2月16日付の調査報告書とそれから途中で一部訂正の文書が出ているんですけども、その後、すいません、2023年1月25日とそれから2023年2月16日にそれぞれ調査報告書が出ておりまして、そちらに基づいて、これは書かせていただいております。

(西淵委員)

なるほど。

(小島指導室長)

それから大日本図書図書の方は五霞町とそれから京都のことについても触れられていきますので2番3番までは、その内容でございます。それから、藤井寺市においても藤井寺市の第三者委員会が調査をしておりまして、その報告書もございますが、先日、その当該市が報告した内容というものがちょっと第三者性ということで考えるってということもございまして、もちろん第三者委員会なんですけども、主に出典といたしましては教科書会社側、それから当該の藤井寺市側はそれぞれに調査報告書があるんですが、この資料1につきましては、大日本図書が調査したものに基づいて書いてございます。

それから文部科学省が発表した内容でございますが、通知等では私たちはちょっと目にしておりませんので、様々な報道発表の資料を見まして、2023年度の検定ですので、本年度行われる、次年度、中学校の採択に向けて検定を通す、その検定に際して仮に大日本図書が申請したとしても不合格になる。つまり初めから、認めないという初のこれは罰則というふうに報道されておりましたが、そのように聞いております。

(西淵委員)

わかりました。事件の経緯に関しては、教科書会社が、今おっしゃったものが、中谷委員とか鎌田委員が言っておられる、きちっと経緯をね、この事件の経緯を、知らせてほしいということをおっしゃってるわけですよ。だから、それによって教科書会社側も非常に反省をして、自分とこで第三者委員会開いてこういうことをきちんとやってるんだということであって、別に庇うわけじゃないですよ僕、庇うわけじゃないけれども、それだって我々委員が今度次の採択に向かっていくときの、なんていうんすか、やっぱり心象って違ってくるわけです。だからそういうものをきちっとしておかないと、説明をしとかないといかんよってことが一つです。

それから最後のやつはやはり、その何て言いますか、報道だけを皆さんは、ICT教育の時に情報を子どもたちに鵜呑みにしちゃ駄目だよと。そうやって教えているのに、報道がありましたと、報道なんて、その正しいと思いますよ、正しいと思うんだけど、報道が必ずしも真なりとは言えないじゃないですか。今の世の中。だからやっぱり文科省がきちっと発表したものとか、そういうもので書いておくべきで、そこがないものについてはそれは憶測なんです。だからこれは、なんていうか今のところの話、説明だと憶測みたいなふうにしか僕は、とれない。説明だとね。こうだと思いますよ。でも、おそらくこういう審議会でこうなりますよとか、文科省がきちっと発表したりホームページで出したりするはずなので、そこを待ってきちっと話をして、今年のことじゃないもので、今、経緯としては非常によくわかったので、私も、この結論的にはこの方針、今日の採択基本方針については賛成をしたいと思っております。以上です。

(坪田教育長)

ありがとうございます。今の文部科学省の対応などは3月31日の採択事務処理についての通知などにも触れられているところから、触れられたかと思えますけれども、いずれにせよ根拠をきちんと明らかにした方がいいなと思えますし、ちょっと前回いろいろ議論が混乱したのはちょっとこの法的根拠とかが示されない議論になってしまったので、今後のこの採択、8月初めまで続きますけれども、必ずちょっと、参照すべき根拠、毎回、配布かなにかで配っていただくなり、参照しながらやっていかないと無用のですね、議論ができないことをできると思うような議論になってしまうと混乱しますので、採択本体の公正性も大事ですけれどもいろいろ慎重にやらなくちゃいけない部分とか、法令に則ってしっかりやる部分がありますので、今後そのような運営で事務局お願いしたいというふうに思います。

はい。それでは、すいません。2回にわたるご議論になりましたが、様々な受けとめなくちゃいけない部分や、非常に現場にも心得てもらわなくちゃいけない部分も様々なご示唆をいただいたと、各教育委員の皆様ですね、これは我々非常に大事に、重く受けとめて大事にしたいと思えますので、そういうことを踏まえながら、8月までのいろいろ採択のプロセスをしっかりやっていきたいと。事務局もやっていただきたいというふうに思う次第でございます。その上で、日程第1、第2号議案「令和6年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(教育長)

これで、本日予定の案件はすべて終了いたしました。

教育委員会臨時会を終了したいと思います。

午後 3 時36分終了